

広報
2024年
5月号

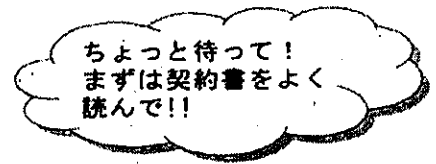
五 個 荘

東近江警察署
五個荘交番
(代表)
24-0110

生活経済事犯被害の未然防止

県民の日常生活を直接脅かす生活経済事犯の代表的なものの一つが、悪質な訪問販売やもうけ話で投資を募るなどの悪質商法です。悪質商法の被害に遭わないために次のことに気を付けましょう。

- ・うまい話には乗らない。
- ・すぐに契約せず、まず家族や友人等信頼できる身近な人に相談する。
- ・契約したら内容を確認し、それを明らかにした書面を受け取る。
- ・困ったとき、おかしいと思ったときは、すぐ警察へ通報する。
- ・身に覚えのない請求書が送られてきても、確認ができるまでお金を振り込まない。
- ・クーリング・オフ制度を覚えておく。



特殊詐欺に騙されないで!!



◆特殊詐欺のキーワード◆

- 電話等で「キャッシュカードの交換」「電子マネーを購入」という言葉が出た
- パソコン操作中に「ウイルスに感染」と表示が出た
- 携帯電話に「料金確認」「高額当選」というメールが届いた



これは全部詐欺！！

手口を知って特殊詐欺被害を防ぎましょう

自転車の安全利用の推進

◆自転車安全利用五則◆

- ①車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と
一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用

